

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 みどり福社会

# 社会福祉法人みどり福祉会 役員等報酬規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり福祉会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義事項)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 理事長の報酬年額は、30,000円とする。  
理事・監事の報酬年額は、10,000円とする。  
評議員の報酬年額は、5,000円とする。

## (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

## (報酬等の支給方法)

第6条 理事長、理事、監事の報酬等は、毎会計年度終了後に支払うものとする。  
評議員の報酬等は、毎会計年度終了後に支払うものとする。  
2 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

## (費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。  
2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月18日から施行する。  
この規定は、令和3年6月13日から施行する。